

令和3年度 高松市外部評価対象事業資料

○8月24日（火） 9：30～11：30

評価対象事業

- 1 防犯活動推進事業
- 2 寝たきり高齢者等支援事業

○8月25日（水） 14：00～16：00

評価対象事業

- 3 テレビ放送等広報事業
- 4 母子健康相談事業

令和 3年度（ 2年度決算分）高松市事務事業評価表 【事中・事後評価】

総合計画体系	まちづくりの目標	安全で安心して暮らし続けられるまち	評価担当	局名	市民政策局
	政策	安全で安心して暮らせる社会環境の形成		課(室)名	くらし安全安心課
	施策	防犯体制の整備		電話番号	087-839-2555
	基本事業	防犯意識の普及啓発と防犯活動の推進		事業実施主体	市
	事務事業	防犯活動推進事業		事業期間	平成28年度～令和 3年度

【事業全体概要】

事業の概要	地域コミュニティ協議会等が実施する防犯活動に要する費用の一部を助成するなど、犯罪の未然防止や犯罪をさせない安全で安心なまちづくりを推進する。				
3年度概要	安全で安心なまちづくり推進協議会開催 防犯カメラ設置費等補助事業				
重点取組事業	市長マニフェスト	関連根拠法令	高松市安全で安心なまちづくりに関する条例、高		

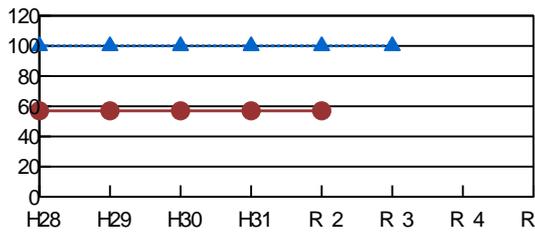
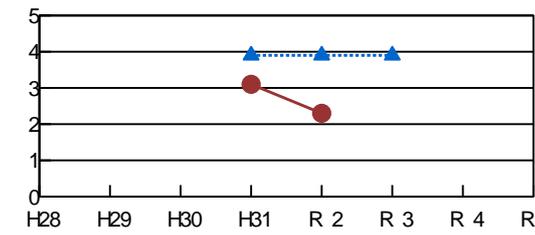
【事業の目的】

対象（何を）	全ての地域コミュニティ協議会及び連合自治会
意図（どのような状態にしたいか）	地域における防犯活動の促進及び防犯意識の向上。

【事業の活動】

活動指標名（具体的にどのような活動をしたか）	単位	H30	H31	R 2	R 3	中期目標 R 4
青色防犯活動事業の助成を行った協議会数	地区	25	25	25	25	44
防犯カメラ設置費補助件数	件		42	40	30	26

【事業の成果】

成果指標名（どのような成果が得られたか）	単位	種別	H30	H31	R 2	R 3	中期目標 R 4
青色防犯活動助成達成率	%	目標値	100	100	100	100	100
		実績値	57	57	57		
成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） 青色防犯活動事業の助成を希望するコミュニティ協議会が少ないことから目標の半分程度しか達成できておらず、残りの協議会は今後の実施に消極的である。  （目標達成度）						（達成度） 57.0% 19点	
人口千人当たりの街頭犯罪等発生件数	件	目標値		3.9	3.9	3.9	3.9
		実績値		3.1	2.3		
成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） 防犯カメラの設置や防犯活動の推進等の効果もあり、街頭犯罪等発生件数は減少傾向にある。  （目標達成度）						（達成度） 141.0% 35点	

【コストの推移】

指標名	単位	平成 30年度（決算）	平成 31年度（決算）	令和 2年度（決算）	令和 3年度（予算）
トータルコスト	[円]	3,220	7,352	7,107	6,399
（事業費）	[円]	951	5,076	4,862	4,154
（職員人件費）	[円]	2,269	2,276	2,245	2,245

【事業内容と事業費内訳】

項目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
事業内容	安全で安心なまちづくり推進協議会開催 防犯カメラ設置費等補助事業	安全で安心なまちづくり推進協議会開催 防犯カメラ設置費等補助事業	安全で安心なまちづくり推進協議会開催 防犯カメラ設置費等補助事業	安全で安心なまちづくり推進協議会開催 防犯カメラ設置費等補助事業
の増減理由（積算根拠等）	78千円 4,784千円	78千円 4,076千円	78千円 3,733千円	78千円 3,733千円
総額	4,862	4,154	3,811	3,811
特定財源				
国				
県				
市債				
他				
一般財源	4,862	4,154	3,811	3,811

【評価】

評価ランク（A～D）	B	今後の方向性	一次評価	継続
			二次評価	継続
事業の目的・手法は、市民のニーズや社会情勢に照らして、妥当か。				
総合計画の施策であるが、市民満足度調査の不満度が高く、重点的に取り組む必要がある。				
上位施策目標及び住民福祉の向上に貢献しているか。				
地域コミュニティ協議会等との協働・連携の下、防犯活動の推進に貢献している。				
費用対効果はどうだったか。				
青色防犯活動事業の助成やコミュニティ協議会等が設置・管理する防犯カメラの設置費等の補助により、犯罪の未然防止を図る。				
【昨年度の実施状況と課題】（評価ランクの結果に対する理由などを分析して記入）				
40団体に対し、防犯カメラの設置費に対する補助を実施し、犯罪の未然防止を図った。				
【今後の事業方針】（評価ランクの結果を受けて、上記課題に向けた今後の方針を具体的に記入）				
令和元年度より開始した防犯カメラ設置費等補助事業の活用を促すことにより、地域の防犯活動をより一層推進していく。				

防犯活動推進事業

高松市市民政策局 くらし安全安心課

1. 事業の概要について

犯罪の未然防止や犯罪をさせない安全で安心なまちづくりを推進するため、地域コミュニティ協議会等が実施する防犯活動に要する費用の一部助成を行っている。

防犯カメラ設置費等補助金交付事業

(1) 概要

地域の防犯体制を確保し、市民の安全と安心を守る環境維持のため、設置・管理する防犯カメラについて、設置費の一部と稼働に係る電気料金を補助するもの。

(2) 経緯

平成21年当時、全国で子どもや女性を対象とした凶悪犯罪が連続して発生していることを受けて、香川県警察では、県内に防犯カメラ（防犯カメラ付き緊急警報装置）の設置を進める事業を推進した。

この事業は、香川県警察、地区コミュニティ協議会、本市の三者で覚書を交わし、それぞれが役割を分担し、防犯カメラ付き緊急警報装置の管理・運用を行うもので、これまで市内に131基が設置され、本市では、電気料金の全額補助を行っている。

平成28年に、設置者であり、維持管理費用の負担を行っている香川県警察から、地区コミュニティ協議会に対して、防犯カメラ付き緊急警報装置のメーカー保証期間が終了することに伴い、防犯カメラ付き緊急警報装置の撤去又は地区コミュニティ協議会が譲渡を受けることのどちらかを選択するよう、申入れがあった。

地区コミュニティ協議会としては、どちらも受け入れられず、本市に対して、防犯カメラに係る補助について要望があったことから、本市としては、地域の防犯体制を確保し、市民の安全と安心を守る環境維持のため、

令和元年度より、防犯カメラに関する補助制度を創設した。



《防犯カメラ付き緊急警報装置》

(3) 補助対象

- ①香川県警察防犯カメラ設置促進事業補助金の交付を受けて新たに設置する防犯カメラであり、設置後の管理に係る経費を設置者にて負担する**カメラの設置費用**。
- ②香川県警察防犯カメラ設置促進事業補助金の交付を受けて設置した防犯カメラと、香川県警察本部より貸与を受けて使用している**防犯カメラ付き緊急警報装置の電気料金**。

(4) 補助内容

- ①防犯カメラ設置費用
防犯カメラ設置費用の**3分の1**を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）とし、**10万円を上限**とする。
- ②電気料金
香川県警察防犯カメラ設置促進事業補助金の交付を受けて設置した防犯カメラ又は、香川県警察本部より貸与を受けている防犯カメラ付き緊急警報装置の稼働に係る**電気料金の実費**。



(5) 補助対象者

各地区・校区コミュニティ協議会、各地区・校区連合自治会

(6) 補助実績及び今年度予算額

	設置費補助団体数	設置費補助額		電気料金補助額	
		当初予算額	補助額	当初予算額	補助額
令和元年度	42団体61台（更新37新規24）	1,800千円	4,151千円	1,064千円	854千円
令和2年度	40団体58台（更新44新規14）	2,600千円	3,956千円	1,029千円	828千円
令和3年度	30団体	3,000千円	-	1,076千円	-

2 質問項目に対する回答について

(1) 本事業の事業計画を示してください

		2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
計 画	設置個所数（累計）	40	80	120	160	200
	設置補助費（千円）	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	電気代補助費（千円）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
実 績	設置台数（累計）	61	119	-	-	-
	電気代（千円）	854	828	-	-	-

(2) 事業の広報をどうふう考えているか

補助対象団体が、地域コミュニティ協議会、地区（校区）連合自治会に限られることから、地域コミュニティ協議会の総会等にて周知を行っている。

ただし、令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の関係で総会等が中止になっていることから、書面にて周知を行っている。

(3) 防犯カメラ内の個人情報の管理（指導）基準や管理運営体制

香川県が定めた「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」において、防犯カメラの設置者等は、記録媒体を施錠するなどの情報漏洩防止措置や、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査機関からの照会など法令に基づくものや認知症などの行方不明者の安否確認などといった、生命の安全の確保のために緊急性があるもの等を除いて、撮影された画像の閲覧・提供を制限するなど、プライバシーの保護に十分配慮することが求められている。

また、本補助及び香川県警察の補助を受けるにあたり、防犯カメラの設置者は、管理責任者等の指定や保存期間等の画像の管理、画像の利用及び提供の制限等を盛り込んだ設置・運用要領を定め、香川県警察に事前に提出することになっている。

(4) 防犯カメラの設置基準・設置箇所

香川県が定めた「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」で示す次の3つ要件を全て満たすもの

- ① 犯罪の防止を目的に設置されるものであること
- ② 不特定かつ多数の人が利用する施設や場所に継続的に設置されるものであること
- ③ 画像をハードディスク等の記録媒体に保存する機能を備えたものであること

防犯カメラ設置箇所数： **152箇所**（令和3年3月末現在）



《設置箇所図》

(5) どのように犯罪抑止につながっているかや活用されているかなどの事例

防犯カメラの主な効果としては「犯罪を抑止すること」「その場所の利用者に安心感を与えること」「犯罪捜査へ貢献があること」と言われており、本市においても、人口千人当たりの街頭犯罪等発生件数は、令和元年度の3.1件から2年度は2.3件と減少している。

防犯カメラが設置され「防犯カメラ作動中」との看板が目につくところに設置されること自体が犯罪抑止につながっていると考えられる。

各地域コミュニティ協議会には、設置された防犯カメラに撮影された映像が警察に提供を求められるなど、「犯罪捜査に貢献」し、防犯上で活用されていると聞き及んでいる。



年度別人口千人当たりの街頭犯罪等発生件数

年度	H28	H29	H30	R1	R2
件数	3.9	3.5	3.5	3.1	2.3

防犯カメラ設置費等補助金
交付事業開始

(6) 地域コミュニティ協議会の費用負担に関する他市の状況や本課としての考え方

● 防犯カメラの設置等に係る地域コミュニティ協議会等の費用負担



【他市町の状況】

● 中核市60市における防犯カメラに関する補助の実施状況 令和3年2月現在

設置費補助 : 28市 / 60市

電気料金補助 : 7市 / 60市

● 香川県内の市町における防犯カメラに関する補助の実施状況 令和3年8月現在

設置費補助 : 8市町 / 17市町 (8市町とも、県警補助を活用して、残額を補完する形で補助を実施)

電気料金補助 : 高松市のみ / 17市町

(7) 新たに設置するところと、今までに設置されているところの具体的な運用について (電気料金も含めて) 分かる資料

新たに防犯カメラを設置する場合の手続は、P8「高松市防犯カメラ設置費等補助金 (カメラ設置費) 申請の流れ」のとおり。

今までに設置されている防犯カメラ付き緊急警報装置については、メーカー保証期間 (8年) が終了することに伴い、地域コミュニティ協議会等が

- ① 防犯カメラ付き緊急警報装置を撤去し、新規の防犯カメラを設置
- ② 地域コミュニティ協議会等が、その場所に防犯カメラが不要と判断し撤去
- ③ 香川県警察から地区コミュニティ協議会等への譲渡 を判断する。

※ 資料「防犯カメラ設置費等補助金交付事業について」の実績について、毎年設置費がかかっているのですが、数が増えていると思いますが、電気料金補助額はあまり変わっていない。

本制度は、香川県警察から地域に貸与されている防犯カメラ付き緊急警報装置の稼働に係る電気料金も補助の対象としており、その機器が新しい機器に更新されたことにより、消費電力も少なくなっている。

年間の平均電気代が令和元年度は約12,124円だったところ、令和2年度は約9,096円に低減し、結果、防犯カメラの設置台数は増加しているものの、電気料金は減少している。

3. 事業の課題

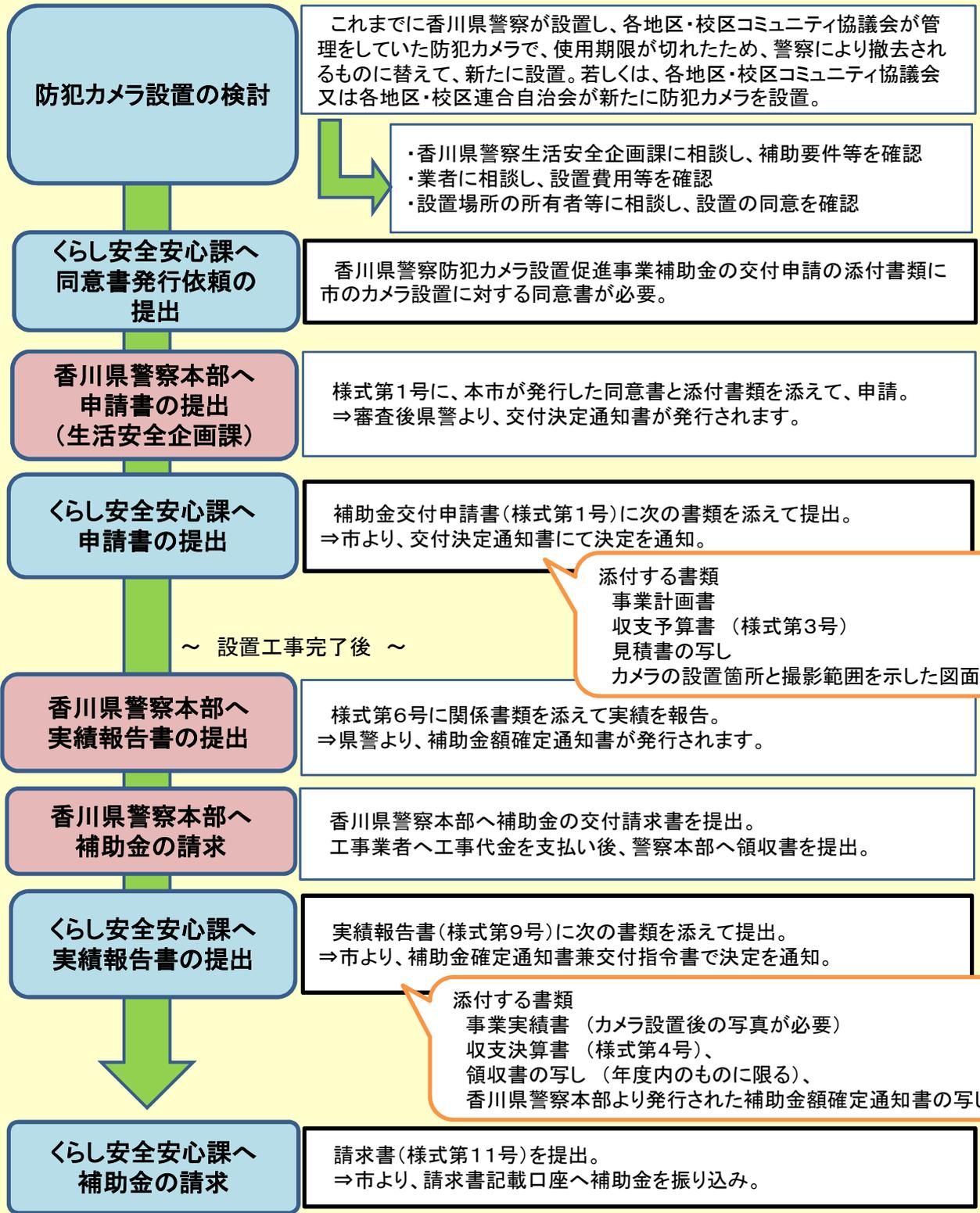
防犯カメラのデータには、大量の個人情報等が含まれており、適切に保存管理される必要がある。
データの安全管理対策や、県警察等から犯罪・事故の捜査等のために情報提供を求められた場合などの対応については、防犯カメラの管理者である地域コミュニティ協議会等に対し、説明が不十分であり、地域コミュニティ協議会等からも、どのように対応すればいいかとの問い合わせがあった。
個人情報保護の観点からも、適切な運用の仕方を周知・啓発する必要がある。

4. 今後の取組

防犯カメラの設置は犯罪の未然防止や犯罪をさせない安全で安心なまちづくりを推進するうえで、効果的な取組であることから、より一層推進していく。

地域コミュニティ協議会等に対して、個人情報保護の観点から適切な運用等を周知する機会を設け適切な運用を促していく。

高松市防犯カメラ設置費等補助金(カメラ設置費) 申請の流れ



その他
各決定通知を受けた後に、内容等で変更がある場合は暮らし安全安心課へ

問い合わせ先
暮らし安全安心課 電話: 839-2555 FAX: 839-2276

令和 3年度（ 2年度決算分）高松市事務事業評価表 【事中・事後評価】

総合計画体系	まちづくりの目標	健やかにいきいきと暮らせるまち	評価担当	局名	健康福祉局
	政策	支え合い、自分らしく暮らせる福祉社会の形成		課(室)名	長寿福祉課
	施策	地域包括ケアシステムの構築		電話番号	087-839-2346
	基本事業	社会参加、生活支援・見守り・居場所づくりの拡充		事業実施主体	市
	事務事業	寝たきり高齢者等支援事業		事業期間	平成 28年度～令和 3年度

【事業全体概要】

事業の概要	寝たきり又は認知症等の高齢者に紙おむつを2か月ごとに対象者宅に配布するほか、一人暮らし高齢者等に火災警報器、自動消火器、電磁調理器を給付する。				
3年度概要	寝たきり又は認知症等の高齢者に紙おむつを2か月ごとに対象者宅に配布する。				
重点取組事業	市長マニフェスト	関連根拠法令	高松市寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業実施要		

【事業の目的】

対象（何を）	寝たきり等の高齢者
意図（どのような状態にしたいか）	日常生活上の不安を和らげ、在宅での生活を支援する。

【事業の活動】

活動指標名（具体的にどのような活動をしたか）	単位	H30	H31	R 2	R 3	中期目標 R 4
紙おむつ給付延件数	件	19,644	20,414	21,127	22,091	20,177

【事業の成果】

成果指標名（どのような成果が得られたか）	単位	種別	H30	H31	R 2	R 3	中期目標 R 4
施策に対する満足度（市民満足度調査）	%	目標値	25	25	25	25	25
		実績値	26.9	25.4	31.2		
成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） 紙おむつ及び日常生活用具の給付により、在宅高齢者の日常生活を支援したため、目標を達成できた。 (目標達成度)							(達成度) 124.8% 35点
成果指標名（どのような成果が得られたか）	単位	種別	H30	H31	R 2	R 3	中期目標 R 4
		目標値					
		実績値					
成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） (目標達成度)							(達成度)

【コストの推移】

指標名	単位	平成 30年度（決算）	平成 31年度（決算）	令和 2年度（決算）	令和 3年度（予算）
トータルコスト	[円]	73,638	81,665	94,193	115,774
（事業費）	[円]	66,076	74,077	86,711	108,292
（職員人件費）	[円]	7,562	7,588	7,482	7,482

【事業内容と事業費内訳】

項目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
事業内容	寝たきり又は認知症等の高齢者に紙おむつを2か月ごとに対象者宅に配布するほか、一人暮らし高齢者等に火災警報器、自動消火器、電磁調理器を給付する。	寝たきり又は認知症等の高齢者に紙おむつを2か月ごとに対象者宅に配布する。	寝たきり又は認知症等の高齢者に紙おむつを2か月ごとに対象者宅に配布する。	寝たきり又は認知症等の高齢者に紙おむつを2か月ごとに対象者宅に配布する。
積算根拠等（予算の増減理由）	日常生活用具 341千円 紙おむつ 86,370千円	紙おむつ 108,292千円	紙おむつ 108,292千円	紙おむつ 108,292千円
総額	86,711	108,292	108,292	108,292
特定財源	国			
	県			
	市債			
	他			
一般財源	86,711	108,292	108,292	108,292

【評価】

評価ランク (A～D)	A	今後の方向性	一次評価	継続
			二次評価	継続
事業の目的・手法は、市民のニーズや社会情勢に照らして、妥当か。				
市がまとめて契約することから、単価が安く抑えられている。また、紙おむつについては、自宅に配達されており、高齢者及びその家族にとって、衛生面での清潔保持や介護負担の軽減に寄与している。				
上位施策目標及び住民福祉の向上に貢献しているか。				
高齢者の在宅生活の継続に貢献しているが、紙おむつについては、介護の大きな部分を占める排泄について、必要度の高いおむつを支給することによって、高齢者の在宅生活の支援に大きな役割を果たしている。				
費用対効果はどうだったか。				
紙おむつ等を給付することにより、高齢者の日常生活上の不安を和らげ、介護者の負担軽減が図られた。				
【昨年度の実施状況と課題】（評価ランクの結果に対する理由などを分析して記入）				
紙おむつ給付事業について、新たな実施方法について業者へのヒアリングを実施する等協議を重ねた。まだ方針が決定となっていない。				
【今後の事業方針】（評価ランクの結果を受けて、上記課題に向けた今後の方針を具体的に記入）				
紙おむつの給付についての現状調査や給付方法について検討し、高齢者や家族のニーズに合った方法を検討する。また、日常生活用具の給付は、申請件数は減少しており、令和3年度から廃止する。				

寝たきり高齢者等支援事業 (紙おむつ給付事業)

高松市健康福祉局 長寿福祉部 福祉事務所 長寿福祉課

1 事業の概要について

目的	寝たきり高齢者、認知症高齢者及び尿失禁等を伴う過活動膀胱の高齢者に対し、紙おむつ等を給付することにより、日常生活を支援し、又は介護予防を推進し、もって福祉の増進を図る
対象者	<p><Ⅰ型-① 紙おむつと尿とりパットの組み合わせ> 次の(1)～(5)にすべて該当する人</p> <p>(1) 65歳以上で、高松市に住所を有している</p> <p>(2) 属する世帯の生計中心者の市民税が非課税であること</p> <p>(3) 原則、要介護3～5の介護認定を受け、その効力を有する期間内にあること</p> <p>(4) 寝たきり、若しくは認知症の状態で、常時おむつが必要であること</p> <p>※ただし、要介護2で主治医意見書の内容により、給付可能</p> <p>(5) 特別養護老人ホーム、介護保険施設、介護療養型医療施設及び介護医療院に入所（短期入所を月に16日以上利用している方も含む）していない方</p> <p><Ⅰ型-② 紙おむつと尿とりパットの組み合わせ> 次の(1)～(3)にすべて該当する人</p> <p>(1) 65歳以上で、高松市に住所を有している</p> <p>(2) 属する世帯の生計中心者の市民税が非課税であること</p> <p>(3) 3か月超の入院者で、介護保険の認定を受ける必要のない方</p> <p><Ⅱ型 尿とりパッドのみ> 次の(1)～(4)にすべて該当する人</p> <p>(1) 80歳以上で、高松市に住所を有している</p> <p>(2) 属する世帯の生計中心者の市民税が非課税であること</p> <p>(3) 過活動膀胱による尿失禁及び夜間頻尿が6か月以上継続している方</p> <p>(4) 特別養護老人ホーム、介護保険施設、介護療養型医療施設及び介護医療院に入所（短期入所を月に16日以上利用している方も含む）していない方</p>
内容	Ⅰ型は紙おむつと尿取りパッドを組み合わせた6タイプから、Ⅱ型は尿取りパッドのみを利用者が選択、申請し、市が審査後、委託業者より偶数月の下旬に2か月分ずつ、自宅に配送
事業開始年度	平成元年度
財源	一般財源 (市の単独事業)

2 事業の経過（見直し等）

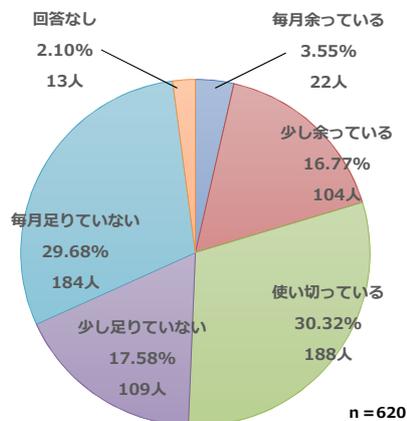
年度	項目	対象者	要件
平成元年度	事業開始	6か月以上の寝たきり高齢者 (民生委員、医師等の証明)	所得要件： 生計中心者の前年所得700万円以下
平成4年度～	事業見直し	6か月以上の認知症高齢者を追加 (民生委員、医師等の証明)	↓
平成6年度～	事業見直し	↓	
平成17年度～	事業見直し	80歳以上の過活動膀胱の人を追加 (医師が過活動膀胱の証明)	↓
平成22年度	事業仕分け 結果：不要（廃止）	↓	
平成23年度～	事業見直し		所得要件： 生計中心者の市民税が非課税
平成24年度～	事業見直し	↓	

3 質問事項に対する回答について

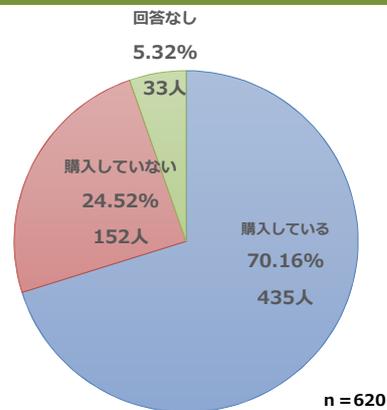
(1) 令和元年度の利用者へのアンケート調査結果

現在の給付に関する実態を把握するためのアンケートを実施
 ◇対象者 令和元年度申請者1,713人の内、無作為抽出した1,000人
 ◇調査期間 令和2年2月28日～3月19日 ◇回答率 62%

① 給付している紙おむつの利用状況



② 市が給付している紙おむつ以外に紙おむつを購入しているか



3 質問事項に対する回答について

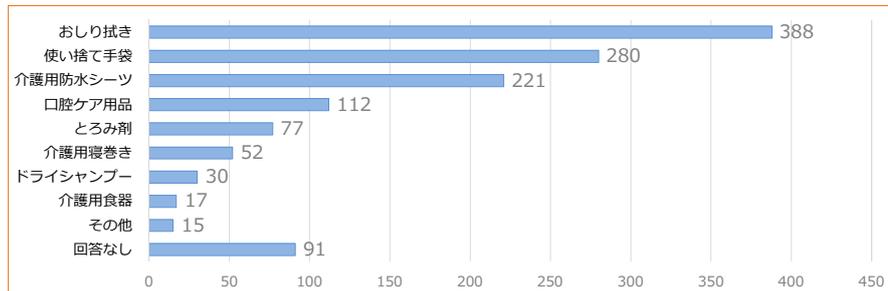
③ 介護度別一日当たりの紙おむつ平均使用枚数

(枚)

	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2等	過活動膀胱
テープ止めパンツ	2.0	1.8	1.9	2.1	-
はきおろしパンツ	2.3	2.2	2.4	2.8	-
シートタイプ	3.0	2.5	2.9	3.8	-
尿取りパッド (日中)	5.0	4.4	4.2	4.0	3.3
尿取りパッド (夜間)	2.9	3.2	2.6	2.1	2.4

④ 紙おむつ以外で給付を希望する介護用品

(人)



3 質問事項に対する回答について

(2) 他市や業者に実施したヒアリングの結果

(ア) 指定都市・中核市の状況 (令和元年10月23日実施)

○他都市の月額平均助成金額

区分	指定都市 (13市)	中核市 (38市)
1,000円以上～2,000円未満	0	2
2,000円以上～3,000円未満	0	1
3,000円以上～4,000円未満	0	9
4,000円以上～5,000円未満	0	5
5,000円以上～6,000円未満	1	7
6,000円以上～7,000円未満	7	7
7,000円以上～	4	6
その他	1	1

○方法別月額平均助成金額

支給方法	中核市 (38市)
現物給付	5,841円
おむつ券	4,120円
カタログ	4,000円
店頭購入	-
平均	4,832円

※助成金額の分かる市のみで算定

<参考> 高松市の状況 ※平均助成金額4,110円

○介護度別月額平均支給金額 (人・円)

	人数	平均助成金額
要介護5	349	5,062.3
要介護4	515	4,650.6
要介護3	680	4,234.3
要介護2等	114	4,791.8
過活動膀胱	223	646.8

○本市の介護度別上位3タイプ月額平均支給金額 (人・円)

	人数	平均助成金額
要介護5	163	5,523.6
要介護4	277	4,545.5
要介護3	448	3,838.7
要介護2等	64	4,689.3
過活動膀胱	233	646.8

3 質問事項に対する回答について

(イ) 業者へのヒアリング結果

業者等	ヒアリング時期	内 容
委託業者	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の効率化について協議 サービス内容変更の提案 (・奇数月の配送を廃止 ・商品の統一化(男女兼用への統一)) <p>市仕様の段ボール箱での梱包の廃止を検討</p>
紙おむつメーカー	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●カタログ方式による実施の提案 カタログ方式……利用者と登録業者の契約により、利用者が希望する紙おむつ等を配送する。市は、補助上限額まで業者に支払う。 <p><検討結果> ・本市全体での実施には複数業者が必要 ⇒参入業者の確保が課題</p>
薬局・薬店	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●おむつ券方式について提案 <p>利用者は、薬局等で、市が交付するおむつ券を使用し、紙おむつほか衛生用品を購入</p> <p><検討結果> ・協力薬局等の確保、配送対応が課題</p>

3 質問事項に対する回答について

(3) 紙おむつ商品の選定理由(機能性など)とその調達方法

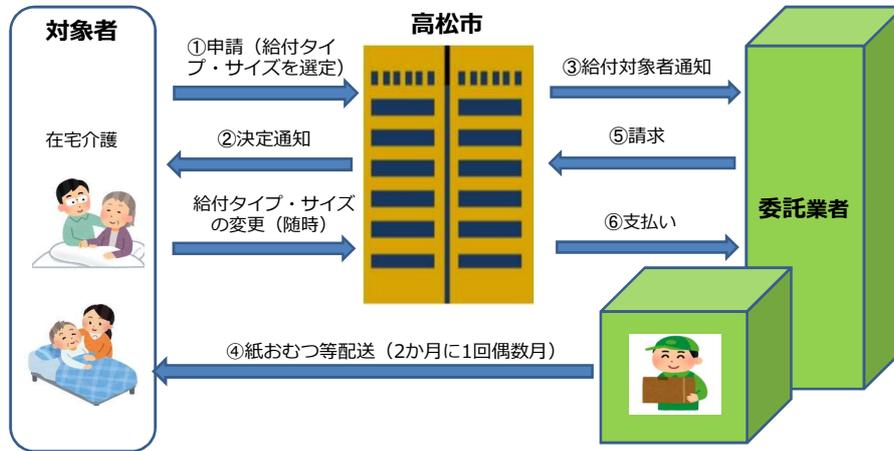
<p>納入業者の 選定方法</p> <p>購入価格の 決定の方法等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●競争見積り(単価契約) <p>※市障がい福祉課と共同購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市が品質、配送、梱包を含めた仕様書を提示し、一番安価な金額で実施できる業者に決定 <p>※紙おむつの品質(機能性)の基準を定める。仕様書で細かく設定</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高分子吸収材(ポリマー)を用いており、長時間使用可能なもの ・テープ止めパンツの接着部分は、ツインのダブルテープで、幅は広く大きいもの ・シートタイプは、幅30センチ以上、長さ70センチ以上のサイズのもの ・ホルムアルデヒドが不検出なもの
---	--

3 質問事項に対する回答について

(4) 給付方法

現行のスキーム

◆指定したタイプを選択



3 質問事項に対する回答について

(5) 担当課で感じている課題

事業費の増大化

- 紙おむつの契約単価の上昇により、一人当たりの月額助成額が上昇 (5年間で1枚あたり7円～8円程度単価が上昇、月額助成額は1,000円程度増加)

近年、配送料金の高騰が単価に反映されている。

- 対象者の増加とともに事業費が年々増加
高齢者の自体の増加に伴い対象者が増加
(今年度の予算約1億1千万円)

タイプが固定されており、利用者の選択できる幅が狭い

- 紙おむつ等の組み合わせタイプが決まっており、必要なもののみを選択することができない

事務量の増加

- タイプ・サイズ変更が多数発生し事務量が増加している
(利用者の電話連絡で変更受付している)

延べ給付者数及び事業費の推移



	延給付者数	1ヵ月あたりの給付者数	1ヵ月あたりの変更対応件数
令和元年度	20,414人	偶数月 1,660人 奇数月 83人	約250件
令和2年度	20,699人	偶数月 1,691人 奇数月 67人	約270件

3 質問事項に対する回答について

(6) 給付実態確認の有無

- 給付後の利用実態について確認はしていない
- 不要となった紙おむつについては、地区の老人介護支援センターで保管し、緊急時に使用・活用している

4 事務事業における事業計画

- 課題（P15参照）を踏まえ、見直しを図り、本事業を継続したいと考えている

5 事業の広報について

- (1) 広報誌に掲載
- (2) 高松市公式HPに掲載
- (3) 高齢者のためのあんしんガイドブックに掲載
- (4) 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）に対し、チラシ等の配布、研修会等を利用し説明

総合計画体系	まちづくりの目標	市民と行政がともに力を発揮できるまち	評価担当	局名	総務局
	政策	参画・協働によるコミュニティの再生		課(室)名	広聴広報課
	施策	参画・協働の推進		電話番号	087-839-2161
	基本事業	広聴・広報機能の充実		事業実施主体	市
	事務事業	テレビ放送等広報事業		事業期間	平成 28年度～令和 3年度

【事業全体概要】

事業の概要	市政に対する関心と理解を深めるため、市政の重要施策や制度など市民生活に関わりの深い事業やイベント、ニュース、市民の多彩な活動の様子などを、市民にわかりやすく伝える番組を作成し、民放テレビやケーブルテレビ、FMラジオ放送などの広報媒体を活用して効果的に伝える。		
3年度概要	民放テレビ放送広報として、市政番組（3分）を12回、市政番組（15分）を3回、歴史番組（15分）を2回予定している。ケーブルテレビ広報番組は、月の前後半で一部内容を更新した30分の番組を毎日放送する。その他FMラジオ放送において、市政情報を放送する。		
重点取組事業	市長マニフェスト	関連根拠法令	

【事業の目的】

対象（何を）	市民及び周辺住民
意図（どのような状態にしたいか）	テレビ放送等を通じ、市政に対する情報を発信し、市民の理解を促進する。また、広く高松市の魅力を発信し、高松のイメージアップを図る。

【事業の活動】

活動指標名（具体的にどのような活動をしたか）	単位	H30	H31	R 2	R 3	中期目標 R 4
民放テレビ広報番組制作数	本	17	17	16	19	20
C A T V 番組制作数	本			53	54	56

【事業の成果】

成果指標名（どのような成果が得られたか）	単位	種別	H30	H31	R 2	R 3	中期目標 R 4
民放テレビ広報番組視聴率【年平均】	%	目標値	4.1	4.1	4.1	4.2	4.4
		実績値	3.4	4.1	4.1	4.1	
成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） 市政番組（15分）の視聴率が1.9%と伸び悩んだものの、市政番組（3分）が6.7%、歴史文化（15分）が3.4%と好調であったため、目標を達成できた。 (目標達成度)							(達成度) 100.0% 35点
C A T V 市政広報番組視聴割合	%	目標値			6.8	6.9	7.2
		実績値			6.8	6.8	
成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） 3年ごとに実施している広報アンケートにおいて、CATV市政情報番組を「よく見ている」「ときどき見ている」と回答した人の割合は、全体の6.8%であった。今後、幅広い年齢層の視聴者に番組を継続して視聴してもらえるよう内容の充実を図る。 (目標達成度)							(達成度) 100.0% 35点

【コストの推移】

指標名	単位	平成 30年度（決算）	平成 31年度（決算）	令和 2年度（決算）	令和 3年度（予算）
トータルコスト	[千円]	37,435	37,681	37,061	37,581
（事業費）	[千円]	20,042	20,229	19,852	20,372
（職員人件費）	[千円]	17,393	17,452	17,209	17,209

【事業内容と事業費内訳】

項目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
事業内容	民放テレビ放送広報として、市政番組（3分）を12回、市政番組（15分）を2回、歴史番組（15分）を2回予定している。 ケーブルテレビ広報番組は、月の前後半で一部内容を更新した30分の番組を毎日放送する。その他FMラジオ放送において、市政情報を放送する。	民放テレビ放送広報として、市政番組（3分）を12回、市政番組（15分）を3回、歴史番組（15分）を2回予定している。 ケーブルテレビ広報番組は、月の前後半で一部内容を更新した30分の番組を毎日放送する。その他FMラジオ放送において、市政情報を放送する。	民放テレビ放送広報として、市政番組（3分）を12回、市政番組（15分）を3回、歴史番組（15分）を2回予定している。 ケーブルテレビ広報番組は、月の前後半で一部内容を更新した30分の番組を毎日放送する。その他FMラジオ放送において、市政情報を放送する。	民放テレビ放送広報として、市政番組（3分）を12回、市政番組（15分）を3回、歴史番組（15分）を2回予定している。 ケーブルテレビ広報番組は、月の前後半で一部内容を更新した30分の番組を毎日放送する。その他FMラジオ放送において、市政情報を放送する。
積算根拠等（予算の増減理由）	テレビ放送広報 4,386 ケーブルテレビ広報 13,512 ラジオ放送等広報 1,954	テレビ放送広報 5,003 ケーブルテレビ広報 13,512 ラジオ放送等広報 1,857	テレビ放送広報 5,003 ケーブルテレビ広報 13,512 ラジオ放送等広報 1,857	テレビ放送広報 5,003 ケーブルテレビ広報 13,512 ラジオ放送等広報 1,857
総額	19,852	20,372	20,372	20,372
特定財源				
国				
県				
市債				
他	1,496	1,722	1,722	1,722
一般財源	18,356	18,650	18,650	18,650

【評価】

評価ランク（A～D）	A	今後の方向性	一次評価	継続
			二次評価	継続

事業の目的・手法は、市民のニーズや社会情勢に照らして、妥当か。

テレビやラジオなどは、市民に最も身近な広報媒体であり、それらを活用して市民に市政情報を提供することは市の重要な責務である。

上位施策目標及び住民福祉の向上に貢献しているか。

テレビやラジオなどの広報媒体により、広報紙だけでは伝わりにくい内容を映像などを通して市政情報として提供することは、市政への理解を得るとともに、参画と協働のまちづくりを推進していくためには、不可欠である。

費用対効果はどうだったか。

ある程度安定した視聴率を維持できたことにより、効果的に市政情報の提供を図ることができた。特に29年度から民放情報番組内での市政情報を放送するミニコーナーを導入したことにより、市民の目にとまりやすい効果的なPRが実現できた。

【昨年度の実施状況と課題】（評価ランクの結果に対する理由などを分析して記入）

分かりやすい広報番組を目指し、民放・CATVにおいて、毎月広報番組を制作・放映した。民放番組の視聴率は平均で4%台であるが、YouTubeにもアップロードし、多くの人が視聴できる環境づくりに努めた。今後もインターネットを活用した動画広報の拡充を検討する。

【今後の事業方針】（評価ランクの結果を受けて、上記課題に向けた今後の方針を具体的に記入）

テレビやラジオなどは、市民に最も身近で効果的な広報媒体であり、市民生活に関わりの深い市政情報や本市の歴史・文化などを、映像等を利用して伝えることは、市民の市政に関する関心と理解の向上やシビックプライドの醸成に寄与するものであることから、事業の継続が必要である。

テレビ放送等広報事業

総務局 広聴広報課

1. 事業の概要について

(1) 目的

民放テレビやケーブルテレビ、FMラジオ放送などを活用し、市民生活に関わりの深い事業のほか、イベントやニュースなどの様々な情報を、市民にわかりやすく効果的に伝えるための広報活動を行っている。

また、市民に市政情報を広報番組を通じて発信することで、市政に対する関心と理解を深めてもらうとともに、市民の市政への参画の促進を図ることとしている。

(2) 予算額

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	内容
事業費計（千円）	20,648	20,233	19,797	20,372	
民放テレビ広報	5,517	4,963	4,387	5,003	制作・放送 (業務委託)
ケーブルテレビ広報	13,267	13,390	13,512	13,512	
ラジオ広報	1,680	1,696	1,711	1,711	
その他	184	184	187	146	消耗品等

2. 広報番組の概要について

○民放テレビ広報番組 (昭和47年度～)



「Every.フライデー」内放送 (RNC)

高松市職員が出演し、市の制度・施策の説明やイベント告知等を行う市政情報番組。

●放送回数/放送時間

年12回/3分

●平均視聴率

6.7%

●令和2年度実績額

1,478,400円



ワンダフルたかまつNEXT (OHK)

市職員とアナウンサーが、市の重要政策や制度について、詳しく解説する市政紹介番組。

●放送回数/放送時間

年2回/15分

●平均視聴率

1.9% (本放送)

●令和2年度実績額

1,232,000円



高松歴史探訪 (テレビせとうち)

高松市内に残る史跡・名所・旧跡などにスポットを当てながら、自然や人、行事、伝統芸能などを紹介する歴史・文化番組。

●放送回数、時間

年2回、15分

●平均視聴率

3.4% (本放送)

●令和2年度実績額

1,676,180円

○ケーブルテレビ広報番組 (平成8年度～)

ケーブルメディア四国 (CMS)

CATV広報番組 (いき・いき高松)



- ・ **ホットライン高松** (月1回更新/10分×1本)
市の施策や事業を詳しく解説しながら紹介
- ・ **いき・いきNAVI** (月2回更新/3分程度×2・3本)
市の事業やイベント、施設などをコンパクトに紹介
- ・ **見てみmyたかまつ** (月2回更新/5分程度×2本)
市内でのイベントや地域の行事などのニュース番組
- ・ **高松訪ね歩記** (月1回更新/5分)
市内の史跡や文化財などを紹介

●放送回数/時間

1日8回/30分 毎日放送

●令和2年度製作費

3,976,920円

市長定例記者会見番組



市長定例会見の様子を放送 (録画)

●放送回数/時間

1日2回/30分程度 毎日放送

●令和2年度製作費

672,000円

放送料 8,862,480円 (前年度実績)

○ラジオ広報番組（平成9年度～）

FM高松コミュニティ放送（FM815）

市政情報番組

●番組概要

広報紙等に掲載している市政情報やイベント情報等を、ラジオパーソナリティーが分かりやすく伝える番組。

●放送回数／放送時間

毎週月曜日～金曜日／3分
※放送内容は毎週更新

●令和2年度実績額

792,000円

小・中学生向け番組

●番組概要

小・中学生がパーソナリティーとなって、市主催のイベントや市の取り組みなどを紹介する番組。

●放送回数／放送時間

週1回／10分 毎週更新

●令和2年度実績額

918,720円

4. 事業の課題と今後の方向性について

○ 事業の課題

情報を得る媒体として、テレビは非常に効果があるものの・・・

民放テレビ広報番組

・年間3本程度の放送となっているため、発信できる情報は限られる。

ケーブルテレビ広報番組

- ・市の取り組み、イベント、施設紹介など、様々な情報を発信しているが、ケーブルテレビ広報番組は、月2回の更新となっており、情報のタイムリー性に欠ける。
- ・放送回数が多いものの、加入世帯が限定的であることから、YouTube市公式チャンネルにも配信を行うことで、誰でも、いつでも視聴できるようにしている。

○ 今後の方向性

平成28年3月策定した「戦略的広報の実施に向けた基本的考え方」を見直す中で、SNSなどデジタル広報の活用を強化する。

○ 質問項目に対する回答

(1) 貴課以外の所属や団体等で高松市に関する放送をしている内容について（把握している範囲で）

「高松市議会中継」 ケーブルテレビ（ケーブルメディア四国）による**自主制作番組**

(2) 市民（特に若者）を惹きつけるための工夫はしているか。

適宜、子育て世代や大学生などが、興味を持つようなテーマを選定し、番組を制作している。

(3) 市民が見る機会を与えるため、放送内容の告知をどのようにしているか。

スポットCMを放送を始め、本市ホームページやSNSなどを活用した番組告知を実施している。

(4) 若者たちのテレビ離れに対する対策（YouTube等広報ツールの見直し再検討など）はしているか。

YouTubeでの広報番組の発信の展開を検討している。

(5) 本市における情報発信の在り方として、今後の広報戦略や将来的な方向性はあるのか。

「戦略的広報の実施に向けた基本的考え方」を見直す中で、既存のデジタル広報ツール（ホームページ、Twitter、Facebook、YouTube等）の広報手法について、拡充を検討している。

令和 3年度（ 2年度決算分）高松市事務事業評価表 【事中・事後評価】

総合計画体系	まちづくりの目標	健やかにいきいきと暮らせるまち	評価担当	局名	健康福祉局
	政策	子どもが健やかに生まれ育つ環境の充実		課(室)名	健康づくり推進課
	施策	子どもの成長への支援		電話番号	087-839-2363
	基本事業	子どもの心身の健やかな育ちへの支援		事業実施主体	市
	事務事業	母子健康相談事業		事業期間	平成 28年度～令和 3年度

【事業全体概要】

事業の概要	妊娠期～出産～乳幼児期を通し、適切な時期に、保健指導、健康相談、各種健康教室を実施することで、母子の健全な育成と安心・安全に育児できる環境を整える。		
年度概要	妊娠期：はじめてのパパママ教室、さくらんぼ教室（マタニティ編） 乳幼児期：4か月児相談、乳児相談、ことば相談、のびのび教室、ひまわり個別相談、さくらんぼ教室（子育て編）等		
重点取組事業	市長マニフェスト	関連根拠法令	母子保健法

【事業の目的】

対象（何を）	妊産婦及び乳幼児
意図（どのような状態にしたいか）	妊産婦の育児不安感や負担等を軽減し、母子の健全育成を支援する。

【事業の活動】

活動指標名（具体的にどのような活動をしたか）	単位	H30	H31	R 2	R 3	中期目標 R 4
各事業開催回数	回	4,388	4,243	3,332	1,727	1,727

【事業の成果】

成果指標名（どのような成果が得られたか）	単位	種別	H30	H31	R 2	R 3	中期目標 R 4
各事業参加者数	人	目標値	32,680	32,680	32,680	13,200	13,200
		実績値	21,294	18,294	9,583		
成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） 平成 28 年度で各地区で実施していた母子健康教育・母子保健セミナーの事業が終了したことや乳児相談が予約制になったことで開催回数、参加者数が共に減少している上、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の中止や縮小が重なり、目標が達成できていない。 (目標達成度)			(達成度) 29.3% 10点				
成果指標名（どのような成果が得られたか）	単位	種別	H30	H31	R 2	R 3	中期目標 R 4
		目標値					
		実績値					
成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） (目標達成度)			(達成度)				

【コストの推移】

指標名	単位	平成 30年度 (決算)	平成 31年度 (決算)	令和 2年度 (決算)	令和 3年度 (予算)
トータルコスト	[千円]	53,310	53,749	53,525	53,976
(事業費)	[千円]	8,694	8,980	9,381	9,832
(職員人件費)	[千円]	44,616	44,769	44,144	44,144

【事業内容と事業費内訳】

項目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
事業内容	妊娠期：はじめてのパパママ教室、さくらんぼ教室（マタニティ編） 乳幼児期：4か月児相談、乳児相談、ことば相談、のびのび教室、ひまわり個別相談、さくらんぼ教室（子育て編）等	妊娠期：はじめてのパパママ教室、さくらんぼ教室（マタニティ編） 乳幼児期：4か月児相談、乳児相談、ことば相談、のびのび教室、ひまわり個別相談、さくらんぼ教室（子育て編）等	妊娠期：はじめてのパパママ教室、さくらんぼ教室（マタニティ編） 乳幼児期：4か月児相談、乳児相談、ことば相談、のびのび教室、ひまわり個別相談、さくらんぼ教室（子育て編）等	妊娠期：はじめてのパパママ教室、さくらんぼ教室（マタニティ編） 乳幼児期：4か月児相談、乳児相談、ことば相談、のびのび教室、ひまわり個別相談、さくらんぼ教室（子育て編）等
積算根拠等（予算の増減理由）	母子健康教育費 1,480千円 母子相談指導費 7,737千円 母子栄養健康づくり費 1,496千円	母子健康教育費 1,570千円 母子相談指導費 8,390千円 母子栄養健康づくり費 1,285千円	母子健康教育費 1,570千円 母子相談指導費 8,390千円 母子栄養健康づくり費 1,285千円	母子健康教育費 1,570千円 母子相談指導費 8,390千円 母子栄養健康づくり費 1,285千円
総額	9,381	9,832	9,832	9,832
特定財源	国			
	県			
	市債			
	他			
一般財源	9,381	9,832	9,832	9,832

【評価】

評価ランク (A～D)	D	今後の方向性	一次評価	継続
			二次評価	継続
事業の目的・手法は、市民のニーズや社会情勢に照らして、妥当か。 母子保健法に基づき、必要な時期に適切に支援する必要があるため、市の関与は妥当である。				
上位施策目標及び住民福祉の向上に貢献しているか。 次世代を担う子どもの健全な成長を促し、安心安全に育児できる環境づくりに貢献している。				
費用対効果はどうだったか。 少ないコストで大きな効果が得られるよう、工夫しながら事業を実施しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により一部事業を中止、縮小したため、実績は当初の見込みを下回った。				
【昨年度の実施状況と課題】（評価ランクの結果に対する理由などを分析して記入） 参加者数は減少しているが、事業内容や方法について、今後も、対象者のニーズを取り入れながら継続支援していく必要がある。また、引き続き新型コロナウイルス感染症を考慮した実施方法を検討する必要がある。				
【今後の事業方針】（評価ランクの結果を受けて、上記課題に向けた今後の方針を具体的に記入） 事業内容や方法について、今後とも、対象者のニーズを取り入れながら継続支援していく。				



母子健康相談事業

高松市健康福祉局 健康づくり推進課



1 事業概要

(1) 高松市子ども・子育て支援推進計画

【基本方向】
子どもの成長への支援

【基本施策】
子どもの心身の健やかな育ちへの支援

【施策の推進内容】
妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の充実

(2) 母子健康相談事業の個別事業

事業	対象	回数等
はじめてのパパママ教室	初めての出産を迎える夫婦	月2～3回
さくらぼ教室（マタニティ編、子育て編）	多胎妊産婦とその家族	各年間3回
のびのび教室	精神発達面に遅れのある児等	月1回
4か月児相談 乳児相談	全乳幼児	随時
ひまわり個別相談	妊娠や育児の不安を持つ保護者等	月5回
ことば相談	ことばの発達等が気になる幼児	月5～7回
こども相談	幼児健診の結果、精神発達面の精密検査が必要と思われる者	月5～6回
母子栄養食品支給事業	生活保護世帯等の妊産婦・乳児	-

2 各事業の実績

	単位 人				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
はじめてのパパママ教室	809	885	916	943	868
さくらんぼ教室	45	29	44	38	60
のびのび教室	123	149	122	69	63
4か月児相談	2,852	2,997	2,896	2,699	2,168
乳児相談	2,912	1,513	1,238	1,067	603
ひまわり相談	131	146	136	198	195
ことば相談	515	549	534	634	584
こども相談	198	223	214	223	204
母子栄養食品支給事業	71	65	75	77	72

3 今後の計画

少子化核家族化が進む中、県外からの転勤に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、近隣に親族等の支援者がおらず、不安や負担感を抱え、孤立化している母親が増加しており、次世代を担う子どもの健全な成長と、虐待等を予防し、安心安全に育児できる環境づくりのため、本事業は今後も継続して実施する必要がある。

4 事業の課題等

①はじめてのパパママ教室

- ・新型コロナウイルスの影響で病院における両親学級等を中止している場合がある
- ・父親の育児参加に対する更なる支援
- ・教室に参加できない方への配慮（録画配信など）

②ひまわり・ことば・こども相談

- ・父親の育児に関する不安の相談や流産・死産となった方へのグリーフケアなど、新たな課題への対応
- ・発達障害等が気になる子どもの増加等のため、新規の予約が2～3か月後になる場合がある
- ・相談に来れない方への配慮（オンライン相談など）



5 事業の広報について

①妊娠届出時

本市では、市役所・保健センター・子育て世代包括支援センター等、市内8か所で妊娠届を受け付けており、その際には、原則全ての妊婦と保健師が面接を行い、妊婦やそのご家族についての状況を聞き取り、必要なサービスの情報を積極的に提供している。

②新生児訪問指導時

生後間もない乳児がいる全ての家庭を、助産師や保健師が訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」の際に、専門的な立場から悩みを聞き、母子の養育環境等の把握や助言を行うとともに、子育て支援に関する情報や適切なサービスの提供に繋げている。

③各種教室及び幼児健診時

乳幼児期の疾病や発達異常等の疑いがある場合、個別に専門相談を案内し、早期に発見し、児の健やかな発達を促すよう努めている。

そのほか、本市ホームページや子育てハンドブックを始めとする各種冊子に掲載しており、全ての妊産婦に対し、概ね広報できていると考えている。

6-1 質問に対する回答

①事業の実施により、支援や他の機関へつながった事例

- ・こども、ことば、のびのび教室・・・専門職による相談対応の結果により、医療機関や療育機関を紹介
- ・ひまわり相談・・・必要に応じて心療内科等の医療機関へ受診勧奨
- ・乳児相談・・・体重増加不良や発達の遅れ等の疑いが見られた場合、経過観察や治療の必要性を判断してもらうため小児科受診を勧奨

具体的な事例：ことば相談に来所した2歳児。保護者の主訴は有意語が出ないことであったが、ことば相談で言語聴覚士が対象児の様子を見たり、保護者から日頃の様子を聞き取りした結果、発達障害が疑われたため、発達専門の医師がいる医療機関への受診を促し、その後、発達障害と診断され、療育機関への通所が開始され、言語をはじめとする発達に伸びが見られた。保護者もことば相談の中で、家庭での遊び方、声掛けの仕方のアドバイスを受け、実践することで保護者の困り感も軽減された。

②事業実施後の効果や満足度の調査（効果測定）を実施しているか

- ・市民満足度調査のほか、さくらんぼ教室、パパママ教室、のびのび教室については参加者にアンケートを実施

③コロナ禍における開催方法について、対象者へのアンケート調査実施の有無。実施していればその内容

- ・コロナ禍における開催方法について、アンケート調査を実施したことはない

6-2 質問に対する回答

④各教室の需要と供給のバランスと定員オーバーした時の対処方法

- ・母子健康相談事業のうち、特に専門相談（ひまわり・ことば・こども）は需要が大きく、予約から相談日までの期間が、長いときは2～3か月かかることがある。その要因としては、発達障害等が気になる子どもの増加や、社会的な関心の高まりが挙げられ、保護者のほか、幼稚園・保育所からの相談も増えている。また、当課以外の相談機関や医療機関も同様の傾向があると伺っている。
- ・対処方法としては、(1)キャンセル待ちの希望を伺い、キャンセルが発生した時に予約を前倒しする (2)予約時に保健師が詳しく聞き取りを行い、相談の緊急性、専門性が高いと判断した場合は、(1)を優先したり、適切な機関を紹介する (3)専門相談までの間、必要に応じて、保健師が電話連絡や家庭訪問を実施し、相談・助言を行う

⑤母子健康相談事業におけるオンライン相談窓口の設置状況

- ・事業の性格上、直接顔を見て声を聞き、子どもの体の状態やしぐさを確認することが極めて重要であることから、現在のところ、積極的にオンライン窓口を開設していない。一方で御質問のとおり、コロナ禍において外出を不安に感じる方への対応は重要であり、各所から同様の要望を頂いていることから、対面とオンラインのベストミックスを図る必要がある。

⑥様々なボランティア団体等とのネットワーク状況

- ・子育て世代包括支援ネットワーク会議等を通じて、地域子育て支援拠点やNPOなどとネットワークが構築でき、支援が必要な乳幼児と保護者の情報共有や連携を行っている。